

平成30年度

一部事務組合下北医療センター

看護師等修学資金貸与制度募集要項

【募集対象】

看護師、助産師、臨床工学技士及び薬剤師免許取得後、むつ総合病院にてその業務に従事しようとする方で、平成30年4月から専門学校、大学等の養成施設に入学・在学する方が対象となります。(住居地、出身地等は問いません。)

【選考基準】

申請書類により、成績、志望動機、家族構成及び経済的状况等を総合的に判断したうえで、決定します。

(貸与決定は、5月中旬～下旬の予定です。)

【貸与期間】

平成30年4月から貸与される方が在学する養成施設の正規の修学期間

※ 休学又は停学を受けた期間は、貸与しません。

※ 現在、在学している方も対象とします。

【貸与額】

月額50,000円

※ なお、貸与が決定した場合、修学生名義の振込口座が必要となります。

【募集人員】

看護師・助産師 20名程度

臨床工学技士 1名程度

薬剤師 3名程度

【募集期間】

平成30年4月2日(月)から平成30年5月7日(月)まで

【提出書類】

① 修学資金貸与申請書(様式第1号)

※ 両面記入してください。

② 在学している養成施設の在学証明書

※ 在学証明書は、修学期間中毎年提出していただきます。

③ 高等学校の成績証明書

【申請書類提出先】

むつ総合病院総務課人事係

※ 貸与希望者本人又は保護者が、直接お申し込み下さい。

【返還、免除について】

- ① 養成施設を卒業後、1年以内に免許を取得し、直ちにむつ総合病院に就職いただき、修学資金貸与期間以上勤務に従事した場合は、全額免除します。
- ② 養成施設を卒業後、1年以内に免許を取得し、直ちにむつ総合病院に就職いただき、修学資金の貸与期間未満勤務した場合は、「従事月数×支給額」を免除し、残額を一括返還していただきます。

《例》3年間貸与を受け、むつ総合病院で2年間勤務した場合

貸与	50,000円 × 3年(36ヶ月)	= 1,800,000円	…貸与総額
勤務	50,000円 × 2年(24ヶ月)	= 1,200,000円	…免除額
返還額	1,800,000円	- 1,200,000円	= <u>600,000円</u>
	(貸与総額)	(免除額)	(返還額)

- ③ 停職、欠勤、休職、病気休暇、介護休暇、出産、育児休業等により勤務できない期間がある場合は、その期間に応じて従事月数を差し引きます。
- ④ むつ総合病院に勤務しなかった場合は、貸与全額を一括返還していただきます。
- ⑤ 次のいずれかに該当するときは、貸与を終了し、これまでに貸与した修学資金は、原則一括返還していただきます。
 - (1) 退学したとき。
 - (2) 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。
 - (3) 死亡したとき。
 - (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
 - (5) その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき（免許取得ができなかった場合など）。

【修学資金の支給】

修学資金の支給は、貸与契約締結後、開始されます。

修学資金は、毎月20日に振り込みを行います。ただし、支給日が休日や土・日曜日に当たるときは、その直前の平日が振り込み日となります。

4・5月分修学資金は、6月支給日に修学生本人名義の口座へ振り込む予定となっています。

【問い合わせ、申請書類提出先】

〒035-8601

青森県むつ市小川町一丁目2番8号

むつ総合病院 総務課 人事係

電話 0175-22-2111 (内線3872)

むつ総合病院案内

